

◇ 深 澤 均 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、14番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（14番 深澤 均君 登壇）

○14番（深澤 均君） おはようございます。通告に従って、質問をさせていただきます。まずはじめに、防災重点ため池についてであります。昨年の西日本豪雨では32カ所もの多くのため池が決壊しました。そのうち、防災上、警戒が必要な防災重点ため池に選定されていない多くの小規模なため池が決壊し、人身被害も含め甚大な被害が生じたことから、農林水産省は、防災重点ため池の選定基準の見直しを昨年11月に公表したところであります。これを踏まえて、各都道府県は市町村と調整をし、ことし5月までに再選定が行われ、それまでの5倍以上の防災重点ため池が再選定されたようであります。しかし、ことしも台風19号などの大雨によって、宮城県や福島県など12カ所のため池が決壊し、浸水被害が発生し、早急な対策が求められる現状であります。町内にも一丈木公園や仏沢公園など、何カ所かため池があるわけですが、正直正確なところはわかりません。そこで、町内のそれぞれのため池について現状（規模、所有者・管理者など）と再選定の結果について伺いたいと思います。また、農水省は、全ての防災重点ため池について万が一決壊した際、迅速な避難につなげるため、浸水想定エリアの策定を求めています。作業の進捗状況を伺いたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。議員ご説明のとおり、国では平成30年7月の豪雨災害を踏まえた今後のため池対策の進め方について公表し、防災重点ため池の再選定と今後の対策について取りまとめが行われております。これにより、防災重点ため池の新たな選定基準が改められ、その基準は次のとおりです。

- ①として、ため池から100メートル未満の浸水区域内に、家屋・公共施設等があるもの。
- ②として、ため池から100メートル以上500メートル未満の浸水区域内に、家屋・公共施設等があり、かつ貯水量1,000立方メートル以上のもの。
- ③として、ため池から500メートル以上の浸水区域内に、家屋・公共施設等があり、かつ貯水量5,000立方メートル以上のもの。
- ④として、地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。

以上の基準を踏まえ、県が市町村と調整の上、選定することとなっております。また、緊急時の迅速な避難行動につなげる基本的な対策として、ため池マップの作成、緊急連絡体制の整備、浸水想定区域図の作成、ハザードマップの作成、地域防災計画等への防災重点ため池の位置づけを行うよう指示されているところです。さて、美郷町のため池の現状についてですが、49カ所あります。そのうち、仙北平野土地改良区で管理するため池が、仏沢、瀧尻第1、瀧尻第2、一丈木の4カ所で、貯水量は19万6,000立方メートルから112万8,000立方メートルです。また、千畑土地改良区で管理するため池が、西の沢1号ほか21カ所、計22カ所で、貯水量は1,000立方メートルから3万立方メートルです。また、仙南土地改良区で管理するため池が、金沢ため池ほか9カ所、計10カ所で、貯水量は3,000立方メートルから70万2,000立方メートルです。そして、個人管理しているため池が13カ所あり、貯水量は200立方メートルから9,000立方メートルとなっております。

これら49カ所を新たな選定基準で調査した結果、既存の防災重点ため池9カ所に加え、新たに15カ所が選定され、計24カ所が防災重点ため池として選定されております。その内訳については、仙北平野土地改良区管理が4カ所、千畑土地改良区管理が11カ所、仙南土地改良区管理が9カ所です。地区別では、千畑地区13カ所、六郷地区で2カ所、仙南地区9カ所となっております。

なお、24カ所のうち10カ所のため池については、既に県において浸水想定区域図、ハザードマップ、緊急連絡体制が整備されており、また、町では既存の防災重点ため池9カ所を地域防災計画に位置づけております。それ以外の防災重点ため池については、県が来年度、ため池マップ、浸水想定区域図を作成する予定となっております。町ではその結果をもとに、速やかにハザードマップや緊急連絡体制を整備するとともに、町の地域防災計画への位置づけを行う予定です。いずれ、町内全ての防災重点ため池について、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策を備えるとともに、平常時から情報発信を行い、防災・減災の取り組みを展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）次の質問に移ります。

○14番（深澤 均君） 防災重点ため池については、49カ所もあるんだなということで、本当に予想外の数字でびっくりしたところであります。今後とも被害がないように、管理なりをしっかりとっていただきたいと思っております。次の質問に移ります。

熊による人身被害の対応についてであります。先ごろ、新聞報道によりますと、ことし県内で発生した熊による人身被害は14件、16人と昨年の2倍以上になっています。発生状況としては、住宅地付近での人身被害が9件と半数を超え、うち4件が重傷ということで、明らかに危険度が増しているように感じます。美郷町では熊の捕獲を初め、目撃情報による注意喚起の広報、狩猟

免許の取得支援など、熊の被害対策に取り組んでいますが、不安を感じている町民の方々も多くいます。一方、被害に遭われた方は当然治療が必要で、重症となると多額の医療費はもとより、肉体的、精神的苦痛を初めさまざまな負担が予想されます。私たちは美郷町でこの大自然に囲まれて動植物とともに生きているわけですが、予期せず突然襲いかかってくる熊は防ぎようもなく、ある意味、自然災害の一つではないかと私は考えます。今後、熊による人身被害が発生しないように、万全な対策を願うばかりですが、万が一の場合に備えて、被害者に対して町として何らかの救済・支援ができないか検討しておくべきではないかと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。美郷町では、熊の目撃情報や農作物被害情報をもとに、県から有害鳥獣捕獲許可を取得し、箱わなの設置による捕獲を行っており、今年度は、現在まで17頭を捕獲しております。熊による被害防止については、これまで警察など関係機関と目撃情報を共有するとともに、目撃地周辺のパトロール、周辺地域の熊出没に関する緊急点検の実施、公園周辺等森林への緩衝帯整備などを実施し、熊を近づけない活動を展開してきております。また、熊との遭遇回避に向けては、看板の設置や防災行政無線、町広報、ホームページ、登録メールを活用し、注意喚起を行っているところですし、いざというときの捕獲者確保に向けては、新規狩猟免許取得支援事業により狩猟免許保有者確保にも努めているところです。

このように、幅広く被害防止の取り組みをしているところですが、不幸にも熊による人身被害が発生した場合、その治療については、通常の医療保険制度を活用して治療を行うとともに、医療費の個人負担については、個人で加入する生命保険、損害保険で対応していただくしかないものと認識しております。偶発的な人身被害に対する治療費支援は、作業中の事故や自然要因に関する事故、野生動物等に関する事故など幅広く存在し、熊被害のみを対象とした町独自の支援策を創設することは困難ですので、どうかご理解をお願いいたします。なお、熊に関する被害は、美郷町のみでなく県全体の問題ですので、県並びに県内市町村に救済・支援策について確認をしましたが、現在のところはないとのことです。また、市町村で取り扱いをしております秋田県市町村総合事務組合の「不慮の災害」共済では、こうしたケースで入院した場合も共済金が支給されるとのことです。当該共済制度について、今後も周知に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、14番、深澤 均君の一般質問を終わります。